

# 国土交通省日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策計画 新旧対照表

令和 7 年 6 月

修正前	修正後
<p>第3章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時における応急活動計画</p> <p>3-2 避難支援（住民等の安全確保）</p> <p>（1）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重防護の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>（1）列車や航空機等の安全確保</p>	<p>第3章 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生時における応急活動計画</p> <p>3-2 避難支援（住民等の安全確保）</p> <p>（1）建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>・地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワークの整備</u>を引き続き支援するとともに、避難路・避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>・避難のためのリードタイムを長くし確実な避難を支援するとともに、減災効果を高めるため、粘り強い海岸堤防等の推進や粘り強い防波堤と防潮堤を組み合わせた多重<u>防御</u>の推進に取り組む。特に、津波到達時間が短い地域等においては、GPS波浪計の活用による津波情報提供体制の強化を重点的に推進する。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3-3 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>（1）列車や航空機等の安全確保</p>

修正前	修正後
<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新幹線の耐震対策は概ね完了している。在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」に基づき、<u>目標年度での実施について</u>鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。</li> <li>・駅間で停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間の指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、<u>各事業者の対応策を指導するとともに、その状況を定期的に確認する。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>構造物の耐力が急激に失われ、構造物全体の崩壊を引き起こす脆性的な破壊を防止する耐震対策について、新幹線鉄道は概ね完了している。</u>在来線については、特に強い揺れが想定される地域のターミナル駅等の重要な鉄道施設の耐震補強を定めた「特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」(以下、「耐震省令」という。)に基づき、<u>速やかに対策を実施するよう</u>鉄道事業者を指導する。<u>一方、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震により比較的大きな軌道沈下が生じた高架橋と同様の高架橋の柱について、令和5年3月に耐震省令を改正し、新幹線鉄道については令和7年度、新幹線鉄道以外については令和9年度までに前倒して優先的に耐震補強を行うよう</u>鉄道事業者を指導する。また、大規模地震発生時に列車を安全に止めるための対策として、鉄道事業者が早期地震検知システム等の導入等を進めるとともに、新幹線の脱線・逸脱対策として、脱線時の被害が大きいと想定される区間から優先的に脱線防止ガード等の整備を進めるよう、指導する。</li> <li>・<u>駅間等で</u>停車した列車からの乗客の安全な避難のため、車両への避難はしごの搭載、津波による浸水の可能性がある区間をハザードマップ等に基づき指定、マニュアル等に基づく教育・訓練の実施など、<u>鉄道事業者に対し、対応策を指導する。</u></li> </ul> <p style="text-align: center;">(略)</p>

修正前	修正後
<p>(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>○<u>外国からの来訪者等</u>に対し、<u>地方公共団体や民間事業者等</u>と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（J N T O）の<u>グローバルサイト</u>における発信やJ N T Oの<u>T I C</u>における多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3-5 被災者の救命・救助</p> <p>(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等</p> <p>(略)</p> <p>&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p>	<p>(2) 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>○<u>地方公共団体や民間事業者等</u>と協力して、災害時情報提供アプリ「Safety tips」や防災情報を一元化した「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」などにより、訪日外国人旅行者を含む旅行者に対し避難に資するよう、タイムリーな情報提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>・日本滞在中の外国人旅行者に対し、交通機関の状況等必要な情報の提供を日本政府観光局（J N T O）の<u>ウェブサイト等</u>における発信やJ N T O<u>コールセンター</u>における多言語の24時間の電話による問い合わせ対応を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3-5 被災者の救命・救助</p> <p>(2) 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等</p> <p>(略)</p> <p>&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p> <p>・<u>自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うI T Sスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用い</u></p>

修正前	修正後
<p>・官民の保有するプローブ情報等のビッグデータの活用やカメラ、バイク・自転車隊による調査のほか、UAVによる調査により、早期に被害状況を把握し、災害対応の強化を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>た民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。</p> <p>(略)</p>
<p>・緊急輸送ルートを基本とした道路啓開計画を策定し、関係機関と共有する。</p> <p>(略)</p>	<p>・道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。</p> <p>(略)</p>
<p>3-6 被害の拡大防止・軽減  (6) 災害対策用機械の大規模派遣</p> <p>○発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車、対策本部車等)の出動が想定される。  そのため、国土交通省は、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。</p>	<p>3-6 被害の拡大防止・軽減  (6) 災害対策用機械の大規模派遣</p> <p>○発災後、広範囲にわたる被害の拡大防止・軽減活動が展開され、全国規模での災害対策用機械(排水ポンプ車、照明車、対策本部車、<u>現地へ派遣された職員が泊まることができる待機支援車等</u>)の出動が想定される。  そのため、国土交通省は、あらかじめTEC-FORCE活動計画を策定し、これに基づいた迅速かつ的確な災害対策用機械の派遣を行う。</p>

修正前	修正後
<p data-bbox="577 164 629 193">(略)</p> <p data-bbox="114 264 544 344">3－8 被災者・避難者の生活支援 (3) 生活用水と衛生環境の確保</p> <p data-bbox="577 416 629 445">(略)</p> <p data-bbox="96 517 544 545">&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p> <ul data-bbox="107 564 1104 1145" style="list-style-type: none"> <li>・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。</li> <li>・多くの避難者が想定される地域等については、下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</li> <li>・生活用水が不足する事態に備え、可搬式浄化設備の設置等について検討するなど対策を進める。</li> </ul> <p data-bbox="577 1217 629 1246">(略)</p> <p data-bbox="114 1318 600 1398">3－9 施設等の復旧、被災地域の復興 (3) 迅速な復興に向けた支援</p>	<p data-bbox="1608 164 1659 193">(略)</p> <p data-bbox="1151 264 1581 344">3－8 被災者・避難者の生活支援 (3) 生活用水と衛生環境の確保</p> <p data-bbox="1608 416 1659 445">(略)</p> <p data-bbox="1133 517 1581 545">&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p> <ul data-bbox="1144 564 2141 1145" style="list-style-type: none"> <li>・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における<u>災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源として</u>の地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。</li> <li>・多くの避難者が想定される地域等については、<u>浄水場及び</u>下水処理場や管路が強い揺れや巨大な津波により致命的な被害を受けないよう、施設の耐震化・耐津波化を促進するとともに、BCPの策定を速やかに実施する。</li> <li>・生活用水が不足する事態に備え、可搬式<u>浄水施設・設備</u>の設置等について検討するなど対策を進める。</li> </ul> <p data-bbox="1608 1217 1659 1246">(略)</p> <p data-bbox="1151 1318 1637 1398">3－9 施設等の復旧、被災地域の復興 (3) 迅速な復興に向けた支援</p>

修正前	修正後
<p>(略)</p> <p>・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に<u>市街地復興計画</u>を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。</p>	<p>(略)</p> <p>・復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に<u>復興まちづくり</u>を行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(4) 担い手の確保・育成</p>	<p>(4) 担い手の確保・育成</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p>	<p>&lt;平時から準備しておくべき事項&gt;</p>
<p>・令和元年6月に成立した<u>新・担い手3法</u>に基づき、<u>働き方改革や生産性向上</u>等の取組を推進する。</p>	<p>・令和6年6月に成立した「<u>建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律</u>」に基づき、<u>処遇改善や働き方改革、生産性向上</u>の取組を推進する。</p>
<p>・令和2年7月に中央建設業審議会が<u>作成・勧告</u>した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</p>	<p>・令和6年3月に中央建設業審議会が<u>改定</u>した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの<u>構築</u>、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。</p>	<p>・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの<u>普及・活用</u>、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」の深化等の取組を推進する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策</p> <p>4-1 強い揺れ・長周期地震動への備え</p> <p>(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする、<u>改正</u>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、<u>住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和12年までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。</u></p> <p>(2) 公共施設の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、下水道施設の耐震・液状化対策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策</p>	<p>第4章 巨大地震の発生に備え戦略的に推進する対策</p> <p>4-1 強い揺れ・長周期地震動への備え</p> <p>(1) 住宅、建築物、宅地の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、<u>耐震性の不足する住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。</u></p> <p>(2) 公共施設の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>・発災後の国民の生活を1日でも早く日常に戻すため、<u>水道施設及び下水道施設の耐震化・液状化対策</u>を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策</p>

修正前	修正後
<p>・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。<u>また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。</u></p> <p>(略)</p> <p>4－2 巨大な津波への備え</p> <p>(1) 避難路・避難場所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定した。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る有効な手段として、津波救命艇の普及を推進する。</p>	<p>・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する<u>予報及び</u>観測情報を発表する。</p> <p>(略)</p> <p>4－2 巨大な津波への備え</p> <p>(1) 避難路・避難場所の確保等</p> <p>(略)</p> <p>・被災者・避難者の生活支援に資するよう、多くの避難者が想定される地域等については、<u>水道施設及び</u>下水道施設の耐震化・耐津波化を促進する。</p> <p>(略)</p> <p>・津波救命艇の機能要件、品質管理体制等をまとめた「津波救命艇ガイドライン」を平成26年9月に策定<u>(平成29年7月改正)</u>。津波避難タワー等の整備が難しい地域や、速やかな避難が困難な幼児・高齢者・要介護者等が津波から身を守る手段の<u>一つ</u>として、津波救命艇の普及に<u>取り組む</u>。</p>

以上